

# 週休2日設定工事の実施について（概要版）

## 1. 週休2日設定工事を実施する背景

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

## 2. 週休2日とは

「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）相当の現場閉所を行うことをいう。

※「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に添うよう努めるものとする。

## 3. 適用時期

- 令和6年(2024年)4月1日以降に入札を行う工事より適用。
- ただし、令和6年3月1日から同年3月31日までの間に執行される入札(ゼロ市債並びに令和5年度繰越に係る工事等)を含むものとする。

## 4. 対象工事

- 現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。
- 災害復旧工事、緊急対応工事、施工時期又は工期末に制限のある工事、全体工期に対して現場施工日数が極端に少ない工事等週休2日による施工の実施に適さない工事を除く。

## 5. 経費等の補正

- 当初予定価格から4週8休以上を前提とした補正係数を経費等に乗じる。なお、達成状況を確認後、4週8休に満たないものは補正分を減額変更する。

### 公告段階

- 入札公告文及び特記仕様書に「週休2日工事」であることを記載。
- 当初予定価格から4週8休を前提とした経費等の積算を行う。
- 工期設定においても4週8休を見込んだ工期設定とする。

### 契約後

- 受注者は週休2日による施工を行わなければならない。
- 計画工程表及び休日等取得実績調書(計画)を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

### 工事施工段階

- 週休2日の実施状況は聞き取り又は関係書類（休日等取得実績調書、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により確認する。
- 1か月ごとに4週8休以上の現場閉所（休日確保）に努める。

### 完成後

- 受注者はアンケート調査に協力する。

### 【工種別補正係数】 ※現場閉所4週8休（閉所率28.5%以上の場合のみ適用）

	土木工事	営繕工事	漁港工事
労務費	1.05	1.05	1.05
機械経費（賃料）	1.04	—	1.04
共通仮設費	1.04	—	1.02
現場管理費	1.06	—	1.03